

## 京都市消費生活審議会 会議録

- 1 日 時 平成19年6月28日(木) 午後2時～午後4時30分
- 2 場 所 市民生活センター研修室
- 3 出席者 消費生活審議会委員11名(五十音順)  
飯田昭委員, 井戸洋委員, 大谷貴美子委員<sup>\*2</sup>, 小林智子委員,  
高田艶子委員, 野村秀和委員<sup>\*1</sup>, 松岡久和委員<sup>\*3</sup>, 三宅宏美委員,  
三好悦子委員, 若杉陽美委員, 若林靖永委員  
\*1 消費生活審議会会長 \*2 表示・包装適正化部会長 \*3 消費者苦情処理部会長

京都市

文化市民局長 山岸吉和, 市民生活部長 鹿島郁弘,  
市民総合相談課長 長谷川淳一ほか

(関係局)

環境局 循環企画課長 瀬川道信  
保健福祉局 健康増進課長 石田信幸  
保健福祉局 生活衛生課食品衛生係長 辻尚信

- 4 議 題 別紙次第のとおり

### 5 概 要

#### (1) 制度説明

「消費者団体訴訟制度」の概要について

内閣府国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室 課長補佐 鮎澤良史氏

配布資料 消費者団体訴訟制度パンフレット  
消費者団体訴訟制度説明会資料

(資料に沿って制度の概要を説明)

#### 【質疑】

井戸委員 後訴制限について、一発勝負なので最初に下手をすると後の者が迷惑を被るということになる。下手をしないために、提訴をする時、提訴の内容を事前に評価する、他の団体にも通じ合うような共通の場はないのか。

鮎澤氏 内閣府と適格消費者団体とのクローズな電子掲示板を用意しており、差し止めをするために必要な約款や事例についての情報交換ができる。消費者契約法23条3項において、適格消費者団体相互の協力を規定している。

井戸委員 後訴制限で、同一事件とは同一業者と考えていいのか。

鮎澤氏 同一業者が、何らかの不当な約款を使っている場合と、不当な勧誘をしている場合とでは、業者が一つだからといって、同じ事件になるとは言えない。

井戸委員 内容が違えばそうであろうが、同じような類型の違法行為であるので同一事件と見る場合もあるだろうし、何か判然としない部分があるが。

鮎澤氏 消費者団体にも法律の専門家としての弁護士もしくは司法書士がいる。訴訟時

には、これは消費者契約法4条1項違反の勧誘、あれは9条違反する約款などと分けていけば、訴訟上で、弁護士や裁判所は、明確に分けられ、混乱は生じないであろう。

高田委員 一つの組織が破たんしても、すぐに同じような組織が出てきて、すぐに同じような被害が生じている場合があるが、同一事件といった場合、AならAという組織が差し止めを受けても、そこが衣替えして被害を出していたらどうなるか。

鮎澤氏 ある業者が裁判に訴えられたら、直ぐに衣替えして続ける懸念は確かにある。しかし、制度の目的である未然防止・拡大防止という点で考えると、衣替えして抜け殻になっているとしても、当該業者に判決が出て差し止めとなった場合、間接強制金が課され、裁判所で既にこのやり方は違反になるということが消費者、消費者団体とも認識でき、次の対応が早くなると考えられる。また、新聞等で判決等が報道されれば、同じネタで悪徳事業をやるということは、当座は減っていくのではなかろうか。

高田委員 当座はないということは、期間を置いて同じようなことがあったら、後訴制限にあてはまらず、提訴は可能か。

鮎澤氏 可能性はある。悪人は何か次の手法は考えるだろうが、それでも当分はやらないだろう。それで消費者被害を全て阻止できるとまでは考えていないが、少なくとも同一手法の不当行為は防止できるのではないか。

野村会長 同じ地域で同じことを繰り返すのではなく、場所を変えて同じ業者が活動する場合はどうか。

鮎澤氏 判決の効力は日本全国に及ぶので、例えば、東京で活動していた業者が京都に来たとしても、京都の消費者団体では早期に対応できるだろう。

小林委員 全国で2団体が申請していると聞いたが、これから全国どの程度の数の団体が申請すると想定されているのか。

後訴制限で一発勝負になるので、全国に散らばっている団体が、電子掲示板とかのお話もあったが、それが有効に機能するように願います。

鮎澤氏 1つ目については、報道等によるが、具体的な動きがあるものについては、既に申請をした2団体の他に6団体程度、申請を検討している団体が2くらいと聞いている。2つ目については、しっかり実施したい。

飯田委員 今回、損害賠償は認められなかったこと、適格消費者団体についても、ある事業者が相手方の事業を潰すように利用することがないよう、かなりチェックをされていることは分かった。

しかし、ほとんどの消費者団体があまりお金が無い中で犠牲的に活動している、また関わる弁護士もこの制度の中では半ば犠牲的に携わっている中で、例えば住民訴訟や株主代表訴訟では、原告側が勝訴した場合には、一定費用弁済を求めることができるが、本件では、仮に勝訴して差し止めを行うことが出来たとしても、弁護士にも消費者団体にも一切制度上は出ないのか。それを補う仕組みを国レベル、条例レベルでは考えられるのかどうか。

そういう手当をしっかりしていないと、本当に犠牲的にやるところ以外の部分、先に警戒されていた、どこかがお金を出して相手方を潰してやろうという部分が懸念され、ちゃんとしたシステムを作っておくことがその弊害を防ぐことにつながると思うが、どのような議論がされているか。

鮎澤氏 損害賠償をなぜ入れなかったかについては、被害額はどう算定するか、受け取

るのは誰かという入口の段階で相当の議論が必要であり、まず先に差し止めを行い、お金の問題は後で議論することにした。

なお、付帯決議では、損害賠償についても検討が求められており、5年以内に何らかの検討を行う予定である。

現在、適格消費者団体に名乗りを上げている消費者団体は、それなりの実績もあり、活動もしっかりしているが、一方で、事業者側からは、一体この適格消費者団体とは何なのかという懸念もある。まずは自助努力で、金銭以上の名誉というか、パブリックを担う中で、信頼を確保していただき、5年以内の改正の時に、損害賠償についても認めてもいいのではないかとということにならないと、議論にならないだろう。

金が無いということで、訴訟ができずに事業者に妥協することにならないかという懸念については、消費者契約法49条で、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処することとしている。

消費者団体の活動経費は、寄付金を集めたり、会員を増やして会費収入の中でやっていくなど地道にやっていただきたい。

松岡部会長 後訴制限について、12条5項2号は請求の内容及び事業者等が同一である場合、実質的同一事件であれば重ねて訴訟は認めないという趣旨だと思うが、訴訟との関係で、同一の不当な約款、契約条項を使っている場合というのは良く分かるが、ある訴訟では約款のうち消費者契約法第8条が問題になっていた、しかし別の紛争では同じ約款のうち第9条が問題となっていたという場合、同一の請求内容となるのかどうか。不当な条項を含む約款の使用そのものを差し止めるという広い形で捉えると同じ請求となるが、それでいいのか。同じ請求となるのか、同じでない請求となるのか、どっちとなるのか。不当な約款の使用の場合は、同じ条項という共通点があるので、請求の内容の点で同一だということは比較的認めやすい。

しかし、問題となってくるのは不当な勧誘行為で、かなり個別的となってくる。条項ごとに別のものなのかということなかなかそうも言いがたく、先物取引などでは問題の行為がそもそもどれに当たるのか微妙なケースもあるし、個別具体的にああいう説明をした、こういう言い方をしたということが問題になる。同じような問題が、ある業者で起こっているとしても、言い方も微妙に違うし、当てはまる条項も微妙にどっちになるか分からないという時に、後訴制限の範囲をどうみるかによって非常に大きな影響がある。その辺りは議論になった点だと思うので、どういう議論があり、担当部局としてはどのようなことを考えているのか説明いただきたい。

鮎澤氏 明確な結論はないが、一つ目の点では、同一業者の同一の約款については、その約款全てが対象となるだろう。ただ、実際は、個別の裁判によることとなる。

松岡部会長 訴訟を起こす団体としては、敗訴を避けるため、問題の有りそうなところは全てリストアップして臨むだろうが、逆に「色々主張したが一部しか認められなかった、しかし色々主張した」という時、色々主張した他の部分まで遮断項が働いてしまうと非常に問題が多い。

第10条は一般条項だが、一般条項がどこまでカバーするかは、個別具体的な不当勧誘行為と同じようなところがあり、個別具体性がかなり強い。どういうスタンスでこれを理解するかによっては、この条項は、すごく危ないし、それほど危なくないと言える。その点は議論になってはいなかったか。

鮎澤氏 具体的な制度導入自体の話の中ではそれほど議論にはなっていなかった。むしろ現在開催の委員会で議論が出ている。8条や9条で争い、一般条項はとっておくのかなど、それは実務を担当する弁護士が詳しいだろうが、かなり難しい問題で明確な答えは出せない。勧誘のほうでは、断定的な判断の提供や不実告知の違い等、一言で言えばウソには違いないのだが、学説的な議論もあったところである。

具体的に裁判になると、裁判官や弁護士の判断に委ねられることになる。今の段階

では、判例によって分けられるものであれば明確に分けられるという説明になるだろう。

## (2) 議事

### 京都市消費生活基本計画 推進状況について

野村会長 今日何か決めるというよりは、説明や報告を受けて、それを踏まえて、いろいろと意見なり感想なりを出していただくことが本会の主たる目的になる。前回の審議会で御意見が出ていたので、関連の他部局の担当職員の方々にもお願いして出席いただいている。

本日の審議会は委員の出席状況としては、あまり多くなく、事業者側が都合により出席されていない状況である。先ほどの鮎澤氏にも、事業者側委員から消費者の立場に立った質問、意見が出されるところを是非御経験いただければと思っていたが残念である。

鮎澤氏のお話では、他のところでは一つ質問が出されれば止まってしまう場合もあるそうだが、活発に意見が出されるのがこの審議会一つの性格・特長である。今日は、今まで決まっている消費生活基本計画について、どの程度まで実施されているのか、またこれからどう進んでいくのか、説明をいただきながら率直な御意見、御感想をお出しいただきたい。

### 長谷川課長

(関係局からの出席者紹介)

(資料に沿って計画の推進状況等について説明)

三好委員 アスベスト対策の実施について新設項目があるが、学校の体育館など、素人にはどうも怪しいと思えるようなところがあり、この資料では学校についてという項目ではないが、取組状況はどうなっているか。

長谷川課長 本市の教育施設については教育委員会が、その他の施設についても、各管理者で調査、対応を進めている。

三宅委員 パンフレット類がたくさん発行されているが、本市のパンフレットはどれくらい発行されているか。また、ごみとして捨ててしまう人もいると思うが、どれぐらい効果があるのか。

分譲マンション建替修繕アドバイザーについて、申し込めば費用はどれぐらい、無料なのか、業務範囲はアドバイスだけなのか。

長谷川課長 分譲マンション建替修繕アドバイザーについては、管理組合が支援対象であり、派遣回数6回以内、最初の派遣の日から1年以内、一人1回の派遣につき2,000円、すまい体験館が窓口である。

鹿島部長 印刷物には広報課の番号が付されているが、年間でどれだけの印刷物が発行されているのか、ここで即座に把握できるわけではないが、区役所・図書館等、皆さんの目に触れるところで配布し、できるだけ情報を入手していただくよう努めている。

パンフレットには期限のあるものもあり、期限が過ぎれば差し替えたり、また、内容に応じてそれぞれの発行課が追加発行したりしている場合もあり、在庫の状況等の全体的な把握は難しいが、できるかぎり効率的にPRしていけるよう努めていきたい。

瀬川課長 使った後のパンフレットがごみとなることに関して、御報告させていただく。市内のごみの状況について、70万トンのごみが家庭系・事業系の合算で生じている。

御所とほぼ同じ面積に積み上げていくと約7メートルの高さになる。先ほどの紙ごみについては、新聞紙、ちらし、広告、パンフレットなどだが、重さで3割、嵩（かさ）で言うと約6パーセントあるが、新聞紙、古雑誌、段ボールはリサイクルできる。

コミュニティ回収制度を設けており、集団回収には財政的な支援、定額ですが支援をしているので、古紙類は地域の中での回収をご利用いただきたい。6月21日からコミュニティ回収の募集もしているの、協力をお願いしたい。

大谷部会長 京・食の安全衛生管理認証制度について、認証された施設数が意外と少ないが、たくさん応募があったが審査に時間が掛かって少なかったのか、応募自体が少なかったのか、実情を説明してほしい。

辻係長 昨年10月から開始し、各事業所にマニュアルづくりをしてもらい、それを審査会にかけているが、昨今、食品衛生上の問題が発生している状況からマニュアルづくりに企業も慎重になっている。マニュアルづくりが進んでいる企業が少ない。しかし、マニュアルづくりの講習会には100人ほどの受講があり、今後は、順次、増えていくものと考えている。

若杉委員 マイシティライフは、なかなかよくできたパンフレットと思う。しかし、裏面に回覧欄があるが、回覧されているところを見たことがない。どのようなところに送っているのか。

長谷川課長 市の施設等での配布のほか、消費者団体等に配布しているので、その中で回覧欄を使っただけならとの考えによる。全学区での配布という形で作成している冊子ではないが、町内等で回覧いただいている地域もあると聞いている。

情報をどのように皆さんにお伝えしていくかという課題については、3か月に1回発行のマイシティライフのほか、毎月発行している京・くらしの安心安全情報もあり、これも各団体等で回覧をいただけたらなと考えている。

若杉委員 マイシティライフでは、市民しんぶんに掲載しているようなことも載っているが、市民しんぶんは、わりと読み捨てられているようで、回覧で回ってくると皆さんもう少し慎重に読まれるので、各町内で回ってくるといいなと思う。

鹿島部長 ミニコミ的に町内の回覧板で回ってくるというのは、かなり有効な部分があるが、京都市では市政協力委員を通じて各戸配布している市民しんぶんが、1日号、区版の15日号とあり、できるだけ、そこに掲載して有効活用していこうという方向がある。効果的なPRはどうしていくべきか、時間をかけて検討していきたい。

高田委員 継続項目4ページの建物の耐震改修で相談件数149件に比べて助成件数4件というのは非常に少ない、助成が使い辛いのではないのか。

耐震については、高齢者も興味がある方が多く、実際に耐震診断を受けたという方の話も聞いている。その話では、震度7の地震では家屋が倒壊すると言われたが、直すということになると、古い家なので家全体が弱くて筋交いなどの簡単な補強では改善は難しく、大幅な改修では費用も大変で、地震が来て潰れたら潰れたでしようがないと思って住んでいるそうである。診断することが有効になっているのかどうなのかということ、相談件数、助成のことについて具体的な説明がほしい。

資料3の23ページの環境局の使用済み天ぷら油について、市民回収に対する助成制度の創設があるが、現在、地域のごみ減量推進会議で、回収に取り組んでいる。助成制度の対象は新規のところだけか、今まで取り組んできたところにもきっちり助成を下さるのか。現在、5年くらい取り組んでいるが、だんだん助成が減らされてきて、どこかの時点で持ち出ししてでもやらなければならないのかなという状況があるので、お尋ねしたい。

出前講座について、市民のほうではあまり認知されていなくて、自分が関わっているグループでちょっと市の取組について話を聞こうとすると、ごみのことなら環境局、高齢者のことなら地域包括支援センターにというように考えている。出前講座というものをきっちり意識することがない状況では、出前講座の充実と言われても、市民に的確に取組を伝えて効果を上げることは難しいというのが感想である。

瀬川課長 天ぷら油の回収拠点は10年前から取り組んで1,000拠点を越えたところで、今後さらに進めていきたい。年間1,500kℓ必要として現在その1割程度を市民の回収協力でまかなっている。これをさらに進めるため、天ぷら油の回収拠点についてもさらに充実する予定であり、回収拠点についても支援をすることを検討中である。

新しく取り組んでいただくところ、現在、取り組んでいただいているところの状況を整理しながら、拠点に対して定額の支援をさせていただく予定で、制度設計に取り組んでおり、9月以降になろうかと思うが、広報等で周知させていただく。

鹿島部長 出前の講座、出前トークは、総合企画局が窓口になって対応しているが、この計画の中での出前講座の充実は、消費者、市民の中から講師となっていただくことも考えており、もう少し時間をかけて、より良いものとしていきたい。

長谷川課長 出前講座ということで、注文があれば出て行くというイメージだったかもしれないが、計画の中では、安心安全ネットワークや高齢者の関係機関の集まりなどを捉えて、消費生活の問題を訴え出前講座をPRしていきたい。

建物の耐震改修については、状況を調べて報告させていただく。

野村会長 今までの経験からは、お金のかかる話は、なかなかうまくいかないという状況がある。縦割りの中では必要だと思えば、すぐに対応してもらえる場合があるが、消費者行政の側から他局に言っても話が進まない場合が多い。善処を期待する。

小林委員 地域の安心安全ネットワークが広がって良かったと思うが、防災について、生協では南海東海地震を想定し、近畿の生協が集まって、図上訓練に取り組んでいる。防災に対する地域の課題もこれから重要になってくる。この地域で、地震が起こったら、集中豪雨が起こったらどうなるということをみんなで考える取組が出前講座などを通じて行われたらいいと思う。

消費者団体訴訟制度への支援策の検討については、期待しているが、具体的に考えていることがあれば説明してほしい。また、京都ではNPO法人の消費者契約ネットワークが適格団体の申請を準備中と聞いているので、是非その団体とも連絡を取り合っ

て有効な支援策としてほしい。

鹿島部長 防災では自助共助公助と言われ、行政が果たすべき援助をしていくのは当然のこととして、自主防災会など御近所の助け合い重要であるが、昨年4月に京都市災害ボランティアセンターを常設の機関として、京都市、京都市社会福祉協議会、京都NPOセンターの3者で立ち上げた。より細やかなボランティア活動を行うために、被災者の支援活動に来られるボランティアの方と被災者のニーズをコーディネートする災害ボランティアセンターを立ち上げることが重要と考えており、いざというときに直ぐに各区の災害ボランティアセンターができ、スムーズな支援が行えるよう、準備を進めている。

長谷川課長 消費者団体支援制度への支援策については、消費者契約ネットワークとは、窓口の弁護士と何度か協議を行っており、消費者団体への支援は本市の責務として、的確に対応をしていきたいと考えている。

想定される問題として、パイオネットに上がっていない情報の提供についても、本市の各条例等の規定に基づいて対応していくことで検討しており、制度が定着してい

くことが大事であるので、充分、団体と連携していきたい。

若林委員 全体的な話としては、網羅的に整理され、状況が見れ、今日のような検討の機会が設けられたことは大変意義があるが、「消費者団体訴訟制度への支援策の検討」など、「検討」という項目がいくつかある。検討したではなく、検討した結果、何かがまとまり次のアクションにつながる、検討の結果がどうだったかが問題である。

また、平成18年度に着手という項目があり、平成18年度に着手して実施済となっていないことが平成19年度の状況としては消えた状態になっており、この整理の仕組みだと、着手したことをやりきったのかどうかチェックできない表になっている。少なくとも今回の表の作り方ではそうなっている。未着手が0ということも素晴らしいことではあるが、着手してちゃんとやりきっているところまで見るのが重要である。発行した様々なパンフレットについて、発行部数と、それを市民が受け取っているかどうかは別である。実施状況が評価できる何らかのデータが無いと次の施策の改善につながらない。

次に個別的な話として、平成19年度の重点取組項目の中で、金融商品取引法に関する取組が見当たらない。みはりたいは悪質商法に対しての取組と聞いたが、金融商品取引については、消費者と事業者がちゃんといい関係を結べるかは、ここ数年が重要である。今のところ投資信託で大損をしている人がそういないのでいいのだろうが、何かあったらそんなことは聞いていなかったという消費者がたくさん出てきて、事業者側はいやそんなことはないというようなゴタゴタが生じる可能性がある。金融商品取引について京都市の視野に入っているという説明ではなかったが、全国的には焦点になっている領域なので、どう考えているのか。

長谷川課長 計画の推進状況についてまとめる中で、18年度に着手したものの後追いをどうやっていくか議論をした。本日、説明ができていなかったが、19年度の取組状況をまとめる際に、18年度に着手したもののその後の状況を報告していく予定である。

金融取引については、直接、法の所管はしていないので、被害の予防・救済の部分で取り組む。例えば、マイシティライフでは団塊の世代をねらった悪質商法に関してPR・広報したり、出前講座など、講座のテーマに取り入れるなど、日常的な取組の中で予防に取り組み、被害にあった場合は相談事業で受けていくという組み立てで考えている。そのため、重点取組項目として現れる形とはなっていない。

松岡委員 こういった資料は、作ることに自己点検の意味があるが、やってますというアリバイ工作的なものになるのは困る。今回の資料についても細かい状況を聞くだけでは意味が無い部分もある。

むしろ、着手したけど、こういった問題点が出てきたという点などを、自己点検の結果ここにネックがあるのでお知恵をいただきたいという問題提起の形で出していたいて、その点をこういった場で、できるだけ広く、委員、他部局の人のいる中で、考えることによって、より前向きに活かせる資料となる。

野村会長 消費生活審議会は、調整機関であって縦割りの執行機関として独自の予算を持っているのではないが、本日担当の部局から事業の実質的な担い手である職員の方に来てもらい、ここでの議論や、意見・感想を直接聞いてもらうことは、既にお分かりのことばかりだとは思いますが、消費者の意見を直に伝えるという点で意味があった。これまででも事務局がこういう設定はしていたが、今回、特に意識的に取り組んだ点で、結果はまだ出ていないという面はあるが、今後このプロセスをどういうふうに変えていくのか。

今日は事業者側の委員が全て欠席している状態ではあるが、京都の場合は、事業者側の意見もけっこう面白いので、生で聞いていただく効果は大きいと思う。

文書で書いていないこともやっているとは知りながら委員も質問したりして、いろ

いる意見や感想を活発に述べ合うことが、この審議会の伝統となっている。今後も、このように進めてまいりたい。

今日は、基本計画の実施状況やその中で出ている現場での直接の問題をここに出してもらうことが一番大きなねらいであったので、すべての点がここに出たわけではないが、ある程度の整理をできたと思う。

この実施計画をきちっと詰めて、19年度、次年度とどんどんと継続させながら推進してほしい。

このようにフリートキング的に意見を述べ合うことで、委員の間でも知らなかったことが出てきたのではと思うので、その点では良かったのではないかな。

個別に挙がっている問題はそれぞれ縦割りの担当部局でやらなければならないことであるが、そこに問題を取り次いだり、もう少し消費者側、市民側の率直な気持ちを直に聞いていただけるような場を作りながら、それをそれぞれのところで政策的に展開し調整することに繋げていくという役割をこの審議会はもっていると思う。

こういった機会を作りながら、今、出された経過の状況を踏まえ、それが今後どのように実施され効果を上げていくのか、あるいは、資料がただ紙の無駄になっているのか、もう少しやられているのか、見ていきたい。

中学生向けの漫画形式による冊子などは、京都ならでは、他ではなかなかできない取組である。若い人と高齢者にどういうふうに消費者教育を押し付けにならないように進めていくかという努力の一貫であろうかと思う。そういった努力は委員の皆さんから率直な意見をいただきながら進めてきたことによるものである。

今日は何かを決めるというものではないが、現状を知っていただくことと、事務局の今後の取組に少しばかりハッパをかけること、関連部局の職員に生の声を聞いていただくこと、そういうねらいは達せられた。

山岸局長 19年度の新規事業は、予算が付く付かないという微妙なものは予算が付いてから具体的な制度設計をするので、今日の新規事業はこれから制度のお知らせが市民しんぶん等が出てくるものも多いので、御覧になられたときには、あの時に話が出ていた事業だなと思っていただけたらと思う。そして、それが具体的にどういうものになったかは、この場で報告させていただき、御審議いただきたい。

広報については、いろいろ難しい面があることを御指摘いただいております、他局、関連部局にもお伝えしたい。

鹿島部長 大きな成果を一度に上げるということは難しい予算状況ではあるが、本日の意見を踏まえ、着実に進めていきたいと考えている。

(閉会)